



スキマタイムズ

もっとお互いを理解するための場や時間を

日本自立生活センター自立支援事業所 2012年1月30日発行 第10号

居場所づくり勉強会第15弾！

一緒に勉強しませんか？～障害者総合福祉法～ パート2

私たちの生活とは切っても切れない「介助」のこと。それは障害者自立支援法で定められています。その法律が廃止され、2013年の夏までに「障害者総合福祉法」に変わる予定です（リツコさんとタクオさんによる「総合福祉法に変わるよ！えっ、ほんま？」も好評？連載中ですよね☆）。

障害者制度をよりよくするために検討する政府内のチーム「障がい者制度改革推進会議の障害者総合福祉部会」が、昨年8月に「障害者総合福祉法の骨格に関する提言」を発表しました。そこでは、「障害者権利条約」や、国と障害者自立支援法訴訟の原告が結んだ「基本合意文書」を基礎とし、6つの目標を掲げています：①障害のない市民との平等と公平②谷間や空白の解消③格差の是正④放置できない社会問題の解決⑤本人のニーズにあった支援サービス⑥安定した予算の確保。

今後、厚生労働省が法案を作成し、国会で審議されて法律が制定されることとなりますが、その考え方の基本を国に対して示したということです。

1月24日の勉強会では、これまでの障害者運動の流れが総合福祉法に活かされようとしていることを確認しました。また、障害者権利条約や「基本合意文書」についておさらいし、総合福祉法で大切にされている考え方を理解しました。さらに、障害者の範囲や、具体的な支給決定の仕組み、介助の制度がどのように変わるのかについて勉強しました。次回は地域移行のこと、作業所のこと、医療的ケアのこと、財源などについて深めたいと思っています。

私たちの生活が法律に振り回されてしまわないために、大切な制度のことを一緒に考えましょう！

前回のおさらいもするので、初めての参加でも大丈夫です！

もし、気になること、知りたいことがあれば、ぜひ教えてください。



■日時：2012年2月21日（火）14:00-16:00

■場所：日本自立生活センター事務所

■参加費：無料

■報告者：小泉、山崎、渡邊、高橋、有松、横川

スキマタイムズへのご意見・ご感想をお寄せください。バックナンバーはHPでも読むことができます。

日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当：齋木・横川

TEL:075-682-7950 E-mail:jcil-kyoto@jcil.jp URL:<http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html>

障害者と原発問題

～福島原発事故以後をどう生きるか～

■基調講演■

演題: 震災、原発、そして障害を持つ人達

鈴木 絹江さん

福島県田村市在住・NPO法人「ケアステーションゆうとぴあ」理事長

■シンポジウム■

パネリスト

堤 愛子さん NPO法人町田ヒューマンネットワーク副理事長

植田 劭さん 使い捨て時代を考える会

橋本 尚樹さん JCIL介助者

■日時: 3月3日(土)10:30-16:30(開場 10:00)

■場所: ラポール京都(京都労働者総合会館)2階大ホール

京都市中京区壬生仙念町 30-2(市バス 四条御前下車すぐ)

■参加費: 500円 * 昼食は各自でご用意ください。

2011年の東日本大震災によって被災した障害者はこれまで以上に困難な状況に追い込まれています。避難所や仮設住宅は配慮が不十分です。本人の意思に反して入所施設を送られた人もいます。ヘルパーが避難して、大変な状況にある人もいます。とりわけ福島では、放射能被害に苛まされつつも支援がほとんど行き届かず、困難な状況のなかで日常生活を送っている人がたくさんいます。しかし、その現状は福島県外にほとんど伝わってきません。

また、放射線の影響が懸念されているなかで、「障害児や奇形児が生まれるかもしれない」という不安の声があります。その恐怖感に基づいて原発に反対する人々もいます。しかし、このように「障害」のイメージを利用して恐怖を宣伝する語り方は、障害者差別の根底でもある「優生思想」そのものだと考えます。

そこで今回は、福島県田村市の「福祉のまちづくりの会」代表である鈴木絹江さんをお招きし、福島における障害者の現状と課題について基調講演をしていただきます。続いて、東京から反原発運動のなかの優性思想を批判してこられた堤愛子さん、京都から、環境問題の視点から脱原発に取り組んでこられた植田さん、JCILで介助者をしながら反原発を訴えている橋本尚樹さんに参加していただき、鈴木さんとともに報告と討論を行います。

福島の想像を絶する現状と課題を見据えつつ、これから障害者と健常者が共にどう生きていくのか、脱原発の課題は何かについて、みなさんと議論を深めたいと思います。

■主催: 「国際障害者年」連続シンポジウム運営・実行委員会

京都市南区東九条松田町 28 メゾングラース京都十条 101

TEL: 075-671-8484/FAX: 075-671-8418

URL: <http://www.jcill.jp>

詳しくはHP・チラシをご覧ください

映画鑑賞「1985年 花であること」

今回は、第11弾の勉強会「国籍差別と在日外国人」の理解をより深めるために映画の鑑賞をしました。

映画『1985年 花であること』は、在日韓国人2世である金成日(きむ・そんいる)さんが、華僑の徐翠珍(しゅい・ついちえん)さんにインタビューをするドキュメンタリーです。在日外国人差別の歴史や、その差別との闘いについて語られています。日本で生まれ育っていても、「外国人」を過度に厳しく管理しようとする日本の現実が明らかにされていました。

映画を見たあと、差別する/されるということ、人を管理する/されるということについて障害者を取りまく問題とからめて感想を交えました。参加者の一人、館山真太郎さんの報告と感想です。

映画を見て考えたことを書きます。国境線なんて消えてなくなってしまえばいい!! という気持ちにさせられる映画でした。みなさんも、幼い頃? 若い頃?、そんな思いを抱いたことがありますか? 国境線なんてなくても、みんな仲良く暮らせれば良いのだし、国境線があることにより、人間が分断されてしまうのです。満州国指紋管理局についての勉強会的な歴史の話はともかく、この映画は、東九条から愛をこめていいです、心から多くの日本人に見てほしい映画です。鑑賞後、みんなでいろいろ語り合いました。(館山)



こころとからだをすっきり! ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか?

ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日の身体がどんなふう動くか、動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感も和らぎます。血行がよくなるので冷え対策にも効果大!

初めてでも、身体がかたくても、ゆっくり自分のできる範囲で行うので大丈夫! 男女問わずぜひ参加してみてください♪

講師は石田久美さんです。



★全身をうごかすヨガ

日時: 2月7日(火)・16日(木) 18:15-19:30

場所: 油小路事務所2F

持ち物: 動きやすい服装・タオル・飲み物

費用: 無料



総合福祉法に変わるよ！ えっ、ほんま？ Part 6

自立生活満喫中のリツコさん
でもあんまり難しい話は苦手…



えっと、総合福祉部会で、55人のメンバーが集まって、話し合っ、新しい法律のための骨格提言を出したんやったね？

けど…？

え～！？せっかく骨格提言出したのに、厚労省が無視してしまつたら、あかんやん。

自立支援法は厚労省が自分たちでつくった法律だから、あんまり反省したくないってことか…。ところで、骨格提言にはすごいことが書いてあるん？

うわあ～。なんかすごい。そんなことあんまり考えたことないなあ。

へえ～。
厚労省がビビらるわけやわ…
他にもいろいろ書いてあるんやんな？

障害者制度改革について
勉強中のタクオさん
小難しいこともやさしく(?)解説



うん。この前の夏に、「骨格提言」が出されたんだ。新しい法律は、こんなのしよう！って、みんなで合意して決めたんだ。けどね…

これがそのまま法律になるわけではなくて、厚労省がもうすぐこれをもとに、新しい法律案をつくるんだ。3月くらいに発表されるのかなあ。だけど、厚労省はけっこう骨格提言を無視したいらしくて…

そうなんだ。今度の新しい法律は、自立支援法がいろいろ問題あったから、それを反省してつくる、と言われていたけど、やっぱりあんまり厚労省は反省したくないらしくて…

うん。とてもすごいことが書いてあるんだ。新しい骨格提言ではね、障害者を福祉政策の対象としよう、というよりもむしろ、障害者が人としてあたりまえに生きられることを権利として確認しよう！としているんだ。だから、お情けちょうだい、じゃなくて、人としてあたりまえに生きていくことを権利として保障する、国もその責務がある、と厳しく書こうとしてるんだ。

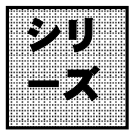
そやね。けっこう国を厳しくいましめることが書いてあるんだ。障害者が人としてあたりまえに生きる基本的人権を、国はぜったい保障しないとイケないぞって。

そやね。とりあえず重要ポイントは以下の6つ。

- ① 障害のない市民との平等と公平
- ② 谷間や空白の解消
- ③ 格差の是正
- ④ 放置できない社会問題の解決
- ⑤ 本人のニーズにあった支援サービス
- ⑥ 安定した予算の確保

説明は次回からね～。

2月21日の勉強会でも説明するよ！



カラダをまもる

低温やけどに注意！！

寒い時期に活躍する湯たんぽ、ストーブ、電気毛布、カイロなどは「低温やけど」に注意が必要です。低い温度でゆっくり進行するので、熱さや痛みを感じにくく、見た目はひどくなくても重症化していることがあります。

☆低温やけどを予防するには…直接触れない！長時間つかわない！

- ・長時間使わない。
- ・寝る前に体や布団を温めるために使用し、寝ている時には使わない。
- ・直接肌に触れてはダメ！！
- ・一定時間ごとに置く場所や貼る場所を変える。
- ・湯たんぽやカイロはカバーをして、その上からタオルを巻く。
- ・カイロを貼った場所を圧迫しない。
- ・障害によっては痛みや熱さを感じにくいので、声かけだけではなく、直接見て確認する。当事者と介助者がお互い注意しあうことも大切。



※少しでも「おかしいな」と思ったらすぐに使用を中止して確認することが大切です。

☆低温やけどになってしまったら…すぐ皮膚科へ！

※低温やけどになってしまったら、すぐに病院で受診しましょう。放っておくとバイ菌が入ったり、水ぶくれになって跡が残ったりします。早めの治療が必要です！

こんなこと、ありませんでしたか??

～障害があることによって困ること、いやな思いをすることがない社会のために～

京都府で障害を理由とした差別をなくす条例の制定を検討しています。そのために、まず、京都の障害がある人たちがどんなことで困っているか、悲しい思いをさせられているかを知ることが必要だと考えています。差別だと思えるできごと、困っていること、つらかったことなどを教えてください。自分のことでも、周りの人のことでも構いません。いっしょに、誰もが自分らしく当たり前に暮らせる地域社会をつくっていきましょう！

同封のアンケート記入用紙にご記入のうえ、下記に郵便またはFAXでお送りください。内容が同じであれば指定以外の用紙でも構いません。メールでも結構です。締め切りは2月29日(水)17:00です。

また、お知り合いにもお声がけいただければうれしいです。用紙がほしい方、データがほしい方は下記事務局まで連絡ください。ご協力よろしく申し上げます。

◆宛先・お問い合わせ◆

障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会事務局

〒601-8036

京都市南区東九条松田町28 メゾングラス京都十条101

日本自立生活センター気付

TEL:075-671-8484

FAX:075-671-8418

E-mail:jcil@cream.plala.or.jp

